

書誌第104号追

北海道沿岸水路誌

追補第1

令和7年（2025）8月8日発行



海上保安庁

北海道沿岸水路誌

追補第1

この追補は、令和6年12月刊行の北海道沿岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和7年5月16日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和7年8月8日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所（表題、港名等）	備考
14	氷先人会	
16	氷海航行・船体着氷	
55	沿岸・港湾記	
87	様似港	
95	釧路港	
146	杓形港	

第6章 水 先

水 先 区

水先区とは、水先法の適用される区域で、本書の記載区域にある水先区は、次表のとおりである（水先法第33条、同法施行令第3条）。

水先区	区 域
函 館	大鼻岬（41° 44.4′ N 140° 42.3′ E）から葛登支《カットシ》岬（41° 44.5′ N 140° 36.1′ E）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
室 蘭	室蘭港の区域及び室蘭港南外防波堤灯台（42° 20.9′ N 140° 55.0′ E）を中心とする半径3,000mの円内の海面
苫小牧	苫小牧港の区域
釧 路	釧路港の区域
留 萌	留萌港の区域
小 樽	小樽港の区域

水 先 人 会

各水先区における水先人会の概要は、次表のとおりである。

名称及び連絡先	乗 船 地 点	備 考
函館水先区水先人会 TEL 0138-40-8435 FAX 0138-40-8435	41° 45.8′ N 140° 39.8′ E	
室蘭水先区水先人会 TEL 0143-22-4049 FAX 0143-23-8085	1 一般船舶：42° 20.4′ N 140° 53.1′ E 2 大型タンカー（VLCC）： 42° 19.5′ N 140° 52.6′ E	1 パイロットラダーをうねり及び風向の風下舷に用意し、特に冬季においては風下をつくること。 2 原則として、タンカーの夜間入港は行わない。
苫小牧水先区水先人会 TEL 0144-34-3070 FAX 0144-34-6210	1 第1区、第2区及び第3区入港船： 42° 35.6′ N 141° 36.8′ E 2 第4区（東港区（東港））入港船： 42° 34.0′ N 141° 43.4′ E 3 第4区、出光北海道シーバース（42° 36.3′ N 141° 38.7′ E）入港船： シーバースから南東方2～3M付近	乗下船設備は、国際海事機関（IMO）の要件及び国際パイロット協会（IMPA）の勧告に基づくものを、波浪又はうねりの反対舷に備えること。
釧路水先区水先人会 TEL 0154-64-9250 FAX 0154-64-9251	1 西区入港船：42° 58.0′ N 144° 17.0′ E 2 東区入港船：42° 58.0′ N 144° 19.8′ E	

氷海航行・船体着氷

氷海航行 氷海航行中の注意事項は、次のとおりである。

- 1 マスト上の見張りは唯一のパイロットである。氷海中で比較的氷の薄い所又は割れ目などをたどって航行するのが最良の方法である。マスト上の見張り員は少し慣れると、氷の形状や色彩を識別し、水路を容易に発見して船橋に報告することができる。
- 2 レーダによる見張りは、映像の時間的変化から氷海分布・移動状況が分かるが、状況等により映らない場合がある。
- 3 氷海を航行していると、氷上にアザラシの群れを確認することがあるが、その付近には必ず薄氷部や割れ目があり、針路選定の一手法となる。
- 4 氷海を航行する船舶は必ず船体に損傷を受け、中でも推進器翼は後進の際に渦を生じ、このため、氷塊が船底に取り込まれて接触して損傷を受けやすい。また、大氷塊は推進の惰力で破砕されても外板等に損傷を受けやすい。

船体着氷 冬季における北海道近海では、船体着氷のおそれがあり、転覆などの海難が発生しているので注意を要する。

- 1 着氷が起こるのは、気温が -3°C 以下で、相対風速が 8m/s を超え、船体にしぶきを受ける時で、気温が -6°C 、相対風速が 10m/s を超えると激しくなる。
- 2 水温については、従来から 5°C 以上の海面では着氷しないと考えられてきたが、 $13\sim 14^{\circ}\text{C}$ の水域でも着氷した事例があることから、着氷の発生には水温は直接関係しないようである。
- 3 着氷のおそれのある海域を航行する場合は、針路・速力を調整し、着氷を避けると共に、着氷が始まった時には早めに除氷しなければならない。

着氷予想 函館地方気象台の報告による、気象無線模写通報（JMH）で放送されている高度 $1,500\text{m}$ の 850hPa 解析図を利用した着氷予想方法があるので紹介する。

一般に、着氷は 850hPa 面における -15°C 以下の寒気場の海面で発生するが、特に激しい着氷は、 -18°C 以下の寒気場において発生する。 850hPa 解析図から針路上の寒気の有無を確認し、 -15°C 以下の寒気場に入ることが予想される場合は、あらかじめ着氷に備えて除氷の手配を整える必要があり、できる限り -18°C 以下の寒気場に入ることを回避するよう努めること。

参考事項 流氷に遭遇するおそれのある海域を航行する際に、流氷の接近を予知するための参考事項は、次のとおりである。

- 1 第一管区海上保安本部では、冬季に「海氷情報センター」を開設して、北海道近海の海氷情報をウェブサイトにより提供している。

海氷情報センター URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/lcenter.html>

携帯電話用 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/k.htm>

流氷に遭遇するおそれのある海域に向かう船舶は、必ず同本部又は最寄りの海上保安部署に海氷情報を問い合わせ、航海の参考とすること。

なお、航海上支障のある流氷を発見したならば、同センターに通報すること。

- 2 遠方に流氷の大集団がある場合には、その上空の低い雲の下面に白色又は黄色の独特の輝き（氷映）を認めることがある。また、雲に黒ずんだ斑点や縞模様が映る（水空）こともある。

第3編 沿岸・港湾記

本編では、第1章 北海道南岸、第2章 北海道東岸及び同北岸、第3章 宗谷海峡及び北海道西岸、第4章 北海道東方の順に記載してある。

主な記事の内容は、次表のとおりである。

項 目	記 事
港 種	次表に記した各法律の適用状況を記載してある。
概 要	沿岸及び港湾の特徴など総括的な記事を記載してある。
気象・海象	沿岸及び港湾における一般的な現象及び特性を記載してある。
目 標	沿岸航行及び入出港時の船首目標など比較利用度の高い目標を記載してある。
針 路 法	沿岸航行及び入出港する際の一般的な航路を示したものである。利用に当たっては、自船及び周囲の状況に応じて、適宜航路を設定することを要する。
錨 地	指定錨地及び一般船舶が利用している錨地の気象、海象、水深、底質などの情報を記載してある。
港湾施設	主な公共の係船及び荷役施設の状況を記載してある。
修 理	500 t または長さ 50m以上の船舶の修繕を行うことのできる施設を記載してある。

上記以外に諸規則、指導及び注意事項等の航海情報、最大入港船舶、参考事項、海事関係官公署、補給、医療施設等の利便情報を記述するとともに、航空斜め写真等を関係ページに挿入してある。

また、本書の記載区域における廃油処理施設を次ページに記載してある。

港種 本編にある港種指定は、次表のとおりである。

港則法による港	
特 定 港	喫水の深い船舶が出入できる港または外国船舶が常時出入する港で、政令で定めるものをいう。(同法第3条第2項、同法施行令第2条)
港則法適用港	港則法を適用する港で、港及びその区域は政令で定めるものをいう。(同法第2条、同法施行令第1条)
港湾法による港	
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ輸送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が強い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾で、政令で定めるものをいう。(同法第2条第1項、同法施行令第1条)
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾で、政令で定めるものをいう。(同法第2条第2項、同法施行令第1条)
重 要 港 湾	国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるものをいう。(同法第2条第2項、同法施行令第1条)
地 方 港 湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。(同法第2条第2項)
避 難 港	暴風雨に際し、小型船舶が避難のため、停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸または旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるものをいう。(同法第2条第9項、同法施行令第1条)
関税法による港	
開 港	貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して、政令で定めるものをいう。(同法第2条第1項第11号、同法施行令第1条)

様似《サマニ》港 (42° 07.5' N 142° 54.9' E) (海図W30) (JP SAM)



(2021年5月撮影)

港種 港則法適用港

概要 浦河港 (42° 09.9' N 142° 45.8' E) の東南東方約 7Mにある港である。漁船のほか、石材積取船が入港する。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.3m、平均低低潮は 0.4m、平均水面は 0.89mである。

目標

地物名	概位	備考
ソビラ岩	42° 07.6' N 142° 54.8' E	高さ 35m
親子岩	42° 07.7' N 142° 54.1' E	3個の水上岩で構成され、高さ 31m、32m及び 33m
観音山	42° 07.9' N 142° 54.9' E	高さ 101m、中腹に展望台がある。
無線塔	42° 07.6' N 142° 55.4' E	高さ 約 105m

錨地 エンルム岬 (42° 07.2' N 142° 55.3' E) の東側は水深 5m前後、底質細砂で、西風を避けるのには好適であるが、南東風時にはうねりが大きくなる。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
－6m岸壁	42° 07.5' N 142° 54.7' E	100	6	－	前面に陰悪地(水深 4.8m)がある。
－5.5m岸壁	42° 07.5' N 142° 54.8' E	90	5.5～6	－	前面に陰悪地(水深 5.1m)がある。
－5m岸壁	42° 07.6' N 142° 55.1' E	90	4.5～5	－	前面に障害物(水深 0.9m)がある。
－4.5m岸壁	42° 07.6' N 142° 55.2' E	159	2.5～4.5	－	

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、浦河港・様似港・えりも港台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：浦河海上保安署 TEL 0146-22-9118）。

補給 少量の清水及び燃料油の補給ができる。

概要 襟裳岬 (41° 55.5' N 143° 15.0' E) の北東方約 80Mにある港で、港域は、東区、西区及び外港に分かれ、航路がある。

西区は、**新釧路川**河口の西側に造成され、第1区及び第2区に分かれている。東区は、**釧路川**河口にある従来の釧路港で、第1区～第3区に分かれている。

この港は道東最大の港であるため船舶の出入が多く、特に夏季の盛漁期には漁船の出入が多い。地形上、南寄りの強風を受けることがあり、濃霧に閉ざされることが多い。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.3m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.87mである。

海氷 2001年2月4日、釧路川から流出した氷塊及び寒波により東西両区が結氷し、航行困難な状況が2月中旬まで続いたことがある。

冬季、北海道南岸沖合における流氷の動きが活発な時には、特に夜間の入出港に十分注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
タンク群	42° 59.9' N 144° 20.8' E	薄緑色
2 煙 突	43° 00.4' N 144° 21.4' E	高さ 123m、赤色及び白色
	43° 00.3' N 144° 21.5' E	高さ 95m、赤色及び白色
4 サイロ	42° 59.3' N 144° 22.2' E	各灰色、セメント用
無 線 塔	42° 59.0' N 144° 22.4' E	高さ 61m、灰色
無 線 塔	42° 59.2' N 144° 22.9' E	赤色及び白色、パラボラアンテナ付
2 サイロ	42° 58.5' N 144° 22.0' E	各灰色、セメント用

針路法 釧路埼灯台 (42° 58.2' N 144° 22.4' E) を目標にして港に接近した後、知人礁などを十分に避けて、西区又は東区に向かう。

入港上の注意

- 1 汽艇等は、東区の西防波堤 (42° 59.5' N 144° 21.5' E) 及び北防波堤 (42° 59.0' N 144° 21.6' E) 間の水路から出入する。
- 2 盛漁期には全国から多数の漁船が集り、航路筋は混雑する。
- 3 知人《シリト》鼻 (42° 58.1' N 144° 22.2' E) 南側には干出岩、洗岩などから成る知人《シリト》礁 (知人礁灯標がある。) が広く延び、西端には、知人《シリト》瀬 (42° 58.1' N 144° 21.6' E、最小水深 0.3m、底質岩) がある。 **また、距岸約 0.7Mまで延びる定置網がある。**

霧中に知人礁及び知人瀬付近を通過する際は、レーダによる監視などのほか測深、船位の確認に努めること。

港則

- 1 錨泊等の制限 (港則法施行規則第 21 条の 3)

船舶は、西区東防波堤、同防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台 (42° 59.4' N 144° 20.5' E) まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台 (42° 59.3' N 144° 18.7' E) から西区西防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面においては、次に掲げる場合を除いては、錨泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。

- (1) 海難を避けようとするとき。
- (2) 運転の自由を失ったとき。

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
日出岸壁	45° 11' 16" N 141° 08' 14" E	196	3.5～4.5	500×3	一部工事中
日出第2岸壁	45° 11' 16" N 141° 08' 08" E	100	4.5～5	500×1	前面に陰悪地がある。
第2岸壁	45° 11' 14" N 141° 08' 02" E	108	3～3.5	500×2	
第3岸壁	45° 11' 17" N 141° 08' 00" E	118	3.5～5	1,000×1	
新港第1岸壁	45° 11' 19" N 141° 07' 48" E	153	5.5～9.5	3,000×1	カーフェリー用
新港第2岸壁	45° 11' 17" N 141° 07' 51" E	90	4.5～5.5	2,000×1	
新港第3岸壁	45° 11' 16" N 141° 07' 54" E	33	2.5～4.5	1,000×1	
新港第4岸壁	45° 11' 19" N 141° 07' 58" E	160	7.5	29,000×1	耐震岸壁

最大入港船舶 2019年6月22日、客船ぱしふいっくびいなす(26,594t、喫水6.6m)が新港第4岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、道北地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先: 稚内海上保安部 TEL 0162-24-8810)。

補給 第3岸壁、新港第1岸壁及び新港第4岸壁で給水ができる。燃料油及び氷の補給ができる。

医療施設

名 称	電 話 番 号
利尻島国保中央病院	0163-84-2626

海上交通 6～9月、香深港{礼文島}との間にカーフェリー便がある。

仙法志《センポウシ》堆・武蔵堆(海図W41)

概要 利尻島(45° 11' N 141° 14' E)の南西方に仙法志堆(45° 01' N 140° 58' E)及び武蔵堆(44° 38' N 140° 25' E)があり、ともに好漁場である。

仙法志堆は、折込根《オリコミノネ》(45° 01.5' N 140° 52.7' E、水深42m)と利尻根(44° 59.9' N 141° 03.5' E、水深52m)とに分かれる。

武蔵堆北部の北武蔵堆に最小水深9.2m(44° 47.9' N 140° 18.5' E)がある。

天塩《テシオ》港～苫前《トママエ》埼(海図W1045)

概要 天塩港(44° 52.8' N 141° 43.9' E)から南方約15Mの間は砂浜で、そこから金比羅《コンピラ》岬(45° 33.8' N 141° 46.3' E)までの間は、高さ30～50m、のこぎりの歯のような形をした侵食された淡茶色の崖である。天塩港の南南東方約10Mに遠別《エンベツ》漁港(44° 43.3' N 141° 46.8' E)がある。

金比羅岬から苫前埼(44° 18.8' N 141° 38.8' E)間は、砂浜、石浜又は高さ20～30mの白茶色の崖が続いている。苫前埼の北北東方約4Mに羽幌《ハボロ》港(44° 22.4' N 141° 41.8' E)、同埼に苫前《トママエ》港(港則法適用港)(JP TJJ)がある。金比羅岬付近の距岸約0.5M以内に陰礁、羽幌港の西方約2.8Mに羽幌《ハボロ》礁(44° 22.3' N 141° 37.9' E、最小水深5.4m、底質岩)がある。